

総統選挙と台湾（1）

—蒋介石総統選出の事例を中心に—

松本充豊（京都女子大学教授）

はじめに

台湾の政治が民主化されて、すでに四半世紀が経過した。民主化後に生まれた若い世代が選挙権を行使する時代を迎え、台湾の民主主義も定着したといえるだろう。我々日本人も、自由や民主といった価値観を共有する台湾と向き合うようになって久しい。

そんな台湾で4年に一度、ちょうどオリンピック・イヤーにやってくるのが、総統選挙である。総統選挙は直接公選制で行われている。台湾住民が自らの手で「中華民国」の国家元首であり、台湾の事実上の最高指導者である総統を選ぶビッグイベントである。台湾で盛り上がりを見せる総統選挙には、隣国の日本のみならず、国際社会も強い関心を寄せてきた。総統選挙で決まる台湾の政権の帰趨が、台湾海峡さらには東アジア全体の安定に影響を及ぼしかねないからである。

ところで、台湾の総統選挙はいつから始まったのだろうか。これまで、何回行われてきたのだろうか。台湾の民主化の到達点となったのが、1996年3月に行われた直接公選制による初めての総統選挙だった。台湾住民が直接投票を行う総統選挙が台湾の民主主義のシンボルであることは間違いない。そのため、「台湾の総統選挙」というと、1996年以降に行われている総統選挙のイメージが非常に強く、それより前は総統選挙が行われていなかったかのような錯覚に陥ってしまう。しかし実は、総統選挙は民主化前の台湾でも繰り返し、しかも定期的に行われてきた。

台湾の次の総統選挙を半年後に控えて、本稿では「中華民国」の総統選挙というものをいま一度

振り返っておきたい。まずは、台湾では民主化前から総統選挙が行われていたことを確認する。つぎに、今回はとくに蒋介石が立候補し、当選を続けた第1回から第5回までの総統選挙を取り上げて、そのプロセスについて紹介していく¹。そうした作業をとおして、台湾での総統選挙の特徴あるいは総統選挙と台湾との関係について理解を深めるための一助としたい。

1. 「中華民国」の総統選挙

「中華民国」の総統選挙は、これまで何回行われてきたのだろうか。答えは14回である。現職の蔡英文総統は「第14代中華民国総統」である。2016年1月の「第14代中華民国総統副総統選挙」で総統に選出された。ここから総統選挙がこれまで14回行われてきたことがわかる。来年1月には「中華民国」の第15代総統・副総統を選ぶ選挙が予定されている。

選挙の正式名称が「総統副総統選挙」と表記されているのは、1996年の直接公選制の導入にともない、総統候補は副総統候補とペアで出馬することになったためである。一度の選挙で総統と副総統がいっぺんに決まるため、「総統副総統選挙」と呼ばれるようになった。それまでは、まずは総統選挙が行われ、その数日後に副総統選挙が行われていた。

それでは、直接公選制による総統選挙は、これ

1 本稿は特記以外、中央選挙委員会『中華民国選挙史』中央選挙委員会印行、台北、1984年、1～38頁、および陳文俊「行憲歴任總統副總統選舉」中央選挙委員会『中華民国選挙史』中央選挙委員会印行、台北、1986年、249～278頁の記述にもとづく。

まで何回行われているのだろうか。この答えは6回である。台湾の民主化の到達点であり、初めて直接公選制で行われた総統選挙が、1996年3月の「第9代中華民国総統副総統選挙」だった。この歴史的な選挙において、初代民選総統に当選したのが当時現職総統だった李登輝である。ちなみに、直接公選制の導入にともない、総統・副総統の任期もそれまでの一期6年から4年に短縮された。第9代総統の李登輝のあと、陳水扁が第10代・第11代総統を、馬英九が第12代・第13代総統を務め、第14代総統が現職の蔡英文である。このように1996年以降、直接公選制のもとで、これまで4年おきに6回の総統選挙が行われてきた。

したがって、直接公選制が導入される前にも、「中華民国」の総統選挙は8回行われてきたことがわかる。本稿で取り上げるのは、この8回の総統選挙のうち、とくに第1回から第5回までの選挙である。

2. 国民大会での総統選挙

この8回の総統選挙は、現在の総統選挙とは異なっていた。最大の違いは、国民大会代表による間接選挙だったことである。

いまはもう存在しない国民大会だが、もとは立法院、監察院とともに国会に相当する「民意代表機構」のひとつに数えられていた²。国民主権をうたった「中華民国憲法」³の規定によると、国民大会は総統および副総統の選挙・罷免、憲法改正

をその主な職権とした（第27条）。第1回から第8回までの総統選挙は、この国民大会において行われていた。有権者である国民の直接選挙で選ばれた国民大会のメンバーである国民大会代表が総統、副総統を選出したのである。当時、総統選挙は副総統選挙とは別個に、それに先立って行われていた。

第1回の総統選挙が行われたのは1948年4月のことである。前年（1947年）の11月に選出された第1期国民大会代表を集めて、第1期国民大会第1回会議が中華民国の首都・南京で開催された⁴。そこで総統選挙、次いで副総統選挙が行われたのである。第1期国民大会代表には台湾で選出された者も含まれていたが、台湾は当時、中華民国の領域の一部にすぎず、いくつかの選挙区が存在していた。

ところが、その直後に起こったのが中国の分断国家化である。当時、中華民国の政権党だった中国国民党（以下、国民党）は、中国共産党（以下、共産党）との内戦に敗れ、1949年12月に中華民国中央政府を台湾の台北に移転させた。1950年6月の朝鮮戦争の勃発にともない、欧州で始まった東西冷戦が東アジアにも波及すると、米国は台湾海峡に即座に介入して、共産党による「台湾解放」も、国民党による「大陸反攻」も封じ込めた。こうして、国共内戦に端を発した中国の分断状況は、東西冷戦により固定化されてしまったのである。中華民国は、中国大陸で共産党が建国した「中華人民共和国」とともに、中国の分断国家の片一方となった。その実効支配地域は台湾とその周辺島嶼のみに限定されてしまった。

第2回総統選挙が行われたのは、1954年3月のことだった。これ以降、1990年に行われた第8回総統選挙まで、合計7回の総統選挙はいずれも「中

2 国民大会はもともと常設機関だったが、2000年の第5回憲法改正で非常設機関となり、2005年の第7回憲法改正により廃止された。

3 「中華民国憲法」（中華民国35年12月25日）立法院法律系統（<https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?0^26600C62060C8126600C60CB0C81A6648C62A6CC8126604C6806>）。台湾では1990年代以降、これまで7回の憲法改正が行われたが、いずれも増加修正条文（「増修条文」）が付加され、中華民国憲法の条文をそのものは改正されていない。

4 憲法第31条には「国民大会の開催地点は、中央政府所在地とする」と定められている。

中央政府所在地」である台湾の台北で、しかも6年おきに定期的な実施されてきた。台湾で実施されていた総統選挙という意味で、これら7回の選挙は「台湾での総統選挙」だったといえるだろう。

これら7回の総統選挙に立候補し、当選した政治家は、蒋介石、蔣経国、そして李登輝のわずか3名である。蒋介石は第2回から第5回、蔣経国は第6回と第7回、李登輝は第8回に立候補し、当選している。李登輝は、国民大会代表による間接選挙で選ばれた最後の総統であり、台湾住民による直接選挙で選ばれた最初の総統でもあったのである。

もうひとつ確認しておきたいのは、台湾でも総統選挙は定期的に行われていたことである。台湾の立法院や国民大会はかつて「万年国会」と揶揄されていた。1947年に中国大陸と台湾で選出された国民大会代表と立法委員が非改選とされていたためである。台湾の民主化にともない、1991年12月に国民大会、1992年12月には立法院の全面改選が行われ、ついに「万年国会」が解消された。こうした事実から、民主化前の台湾では選挙が行われていなかったと思いがちである。確かに、戦後の台湾では国民大会代表や立法委員を選ぶ選挙が長らく行われていなかった。しかし、その間も、総統選挙は定期的に行われていたのである。

それでは、まずは1948年に行われた第1回総統選挙、そして台湾で実施された第2回から第5回までの総統選挙について見ていこう。

3. 第1回総統選挙

(1) 憲法の制定と国民大会代表の選出

1946年12月25日、中華民国憲法（以下、憲法）が制定された。この憲法は翌1947年1月1日に公布され、同年12月25日に施行された。国民党は、共産党との内戦が続くなかで、共産党の反対を押し切って、また弱小政党だった中国民主社会党（以下、民社党）と中国青年党（以下、青年党）

の協力しか得られない孤立した状況で、憲法制定のための国民大会を強行開催し、この憲法を成立させた。国民党は、辛亥革命以来の最大の政治公約だった「憲政」⁵を実現させることで、中国での国家建設の主役としての政治的権威と正統性を確保しようとしたのである⁶。

国民党は憲法の規定に則り、中央政府の組織に着手した。総統選挙とのかかわりでいえば、総統・副総統を選挙する権限をもつ国民大会代表の選出、そして総統を選出するための総統選挙の実施が重要である。国共内戦の戦火が激しくなるなかで、第1回国民大会代表選挙が1947年11月21日から23日の3日間にわけて、中国大陸と台湾で実施された。当然ながら、共産党の支配地域では選挙の実施は不可能だったし、また中国で初の普通選挙ということもあり、さまざまな混乱が生じるなかでの選挙だった⁷。国民大会代表の法定人数は3045名だったが、実際に議席が確定したのは2953名だった。とはいえ、とにかく第1期国民大会代表が選出されたことから、第1期国民大会第1回会議が1948年3月29日に首都・南京で開催されることになった。総統選挙の実施に向けて進みだしたのである。

(2) 「総統副総統選挙罷免法」

総統選挙はどのようなルールのもので行われることになったのだろうか。憲法の第46条には「総統、副総統の選挙は、法律で定める」とある。そこで、1947年3月には「総統副総統選挙罷免法」⁸が制定・公布された。これは総統と副総統

5 「憲政」とは孫文の「三序」構想（「軍政→訓政→憲政」）の最終段階で、憲法の制定、それに則った民主的手続きによる政府の組織と立憲政治の実施を意味する。

6 横山宏章『中華民国史—専制と民主の相克』三一書房、1996年、186～196頁。

7 第1回国民大会代表選挙をめぐる混乱や問題点については、横山宏章、前掲書、196～209頁が詳しい。

の選挙方法を規定したルールであり、総統・副総統選挙のためだけの選挙法である。以下では、そのポイントについて見てみよう。

まずは、総統選挙と副総統選挙は別々に行うこと、そして総統選挙を先に行い、その後で副総統選挙を行うことが定められている（第3条）。立候補の資格については、100名以上の国民大会代表の推薦署名が必要とされた（第4条第1項第1号）⁹。当選者の決定方式は次のとおりである。国民大会代表は、無記名方式で、投票用紙に記載された候補者の中から1名を選び、有権者となる国民大会代表総数の過半数の票を獲得した者が当選となる（第4条第1項第3号）。

最初の投票において、どの候補者も国民大会代表の過半数の得票に届かなかった場合には、得票数の多い順に上位3名によって2回目の投票を行う。それでも得票数が代表総数の過半数に届かず、当選者が決まらない場合には、同じ3名の候補者によって3回目の投票を行う。それでもなお決着がつかない場合には、3回目の投票での上位2名の候補者のみによって4回目の投票を行い、得票数の多い者が当選となる。ただし、2名の候補者の得票数が同じ場合には再投票を行い、得票数の多い者が当選となる（第4条第2項）。一見して、実に煩雑なルールだが、なによりも第3回投票まで存在した「国民大会代表総数の過半数」という条件が第4回投票ではなくなっているという奇妙なルールである。

ちなみに、国民大会代表総数の過半数だが、第1回総統選挙当時は、第1期国民大会代表の総数が3045名で、その過半数は1523名だった。なお、

副総統の選挙方式については、これまで紹介した総統の選挙方法を定めた規定（第4条）を「準用する」と定められた（第5条）。

（3）「動員戡乱時期臨時條款」の制定

1948年3月29日、第1期国民大会が南京で召集された。開会式に出席した国民大会代表は1639名だったが、その後次々と南京に到着して、4月49日に行われた第1回総統選挙には2734名が出席した。

最初の総統選挙ということもあり、誰が総統に選出されるのかに注目が集まった。国民党からは総裁の蒋介石が立候補するのが順当だったが、彼はそれを躊躇したのである。蒋介石は4月4日、国民党第6期中央執行委員会臨時全体大会での冒頭、「総統選挙には出馬しない」と宣言した。蒋介石が立候補に躊躇した理由は、憲法では国家の行政の実権が行政院にあり¹⁰、蒋介石が総統の権限に魅力を感じなかったためといわれている。しかし、国民党において蒋介石に代わる統合のシンボルを見出すことは困難だった。

蒋介石を納得させ、総統選挙に出馬させるための方策が、憲法の規定に束縛されない非常大権を総統に与える法律を、国民大会で成立させることだった。それが「動員戡乱時期臨時條款」の制定である¹¹。総統による戒嚴令の公布には立法院の決議または追認が必要とされ（憲法第39条）、その他の緊急処分にも必ず立法院の追認が必要で、立法院が同意しなければ直ちに効力を失うものとされていた（憲法第43条）。動員戡乱時期臨時條款によって総統はこれらの拘束から自由になり、

8 「總統副總統選舉罷免法（民國36年）」立法院法律系統 (<https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?0^98C00CC4180C6E98C40CC02F0C609AC8CCC01BCC6098C4CCD018>)。

9 「国民大会代表100名以上が、大会が決定した期間内に、連名で署名して総統候補者を提出しなければならない」(第4条第1項第1号)。

10 憲法第53条は「行政院は、国家の最高行政機関である」と定めている。

11 「動員戡乱時期臨時條款（中華民國37年04月18日）」立法院法律系統 (<https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?00263B74D84000000000000000000000A000000002000000^04102037041800^0006C001001>)。

その権限は著しく強化されたといえる。憲法の精神を踏みにじる暴挙との批判はあったが、動員戡乱時期のみの適用に限られ、(共産党の)反乱を平定した後は条文の効力は消滅すると説明された¹²。蔣介石に出馬を促すための、まさに「花道づくり」のための緊急措置だった。

最終的には、蔣介石は総統選挙への出馬を受け入れた。国民党は、総統選挙・副総統選挙とも公認候補を決定せず、自由に立候補できることにした。これにより、蔣介石は国民党公認ではなく、国民大会代表の連名による推薦で立候補したかたちとなった。蔣介石は「自分は出馬を固辞したにもかかわらず、各党、各界からの幅広い要請を受けて、しぶしぶ立候補するというスタイルを演じた」のである¹³。

(4) 第1回総統選挙の実施

第1回総統選挙は1948年4月19日、国民大会第1回会議の期間中に開催された「総統選挙大会」において、2734名の国民大会代表が出席して行われた。国民党から蔣介石と居正の2名が立候補した。投票結果は、蔣介石の得票数は2420票(得票率は88.88%)、居正の得票数は269票(得票率は9.84%)となった。蔣介石の得票数は、選挙法(総統副総統選挙罷免法)が定めた当選要件である、国民大会代表総数の過半数(1523名)を超えていたことから(第4条第1項第3号)、初代総統への当選が決まった。

4. 第2回総統選挙

総統が6年の任期満了(1954年5月20日)を迎えるのを踏まえて、第2回総統選挙が1954年3月20日に行われた。

1949年12月の台湾移転後、中華民国政府の実効支配地域は台湾とその周辺島嶼のみとなっていた。その結果、総統選挙の実施をめぐるいくつかの問題が浮上していた。第1に、国民大会代表の任期満了にともなう、国民大会の改選問題である。第2に、国民大会の定足数の問題である。第1回総統選挙に参加した国民大会代表がすべて台湾に渡ってきたわけではなかった。そのほか、選挙法にも不備な点が見つかった。以下では、まずはこれらの諸問題への対応を確認したうえで、第2回総統選挙の結果について紹介する。

(1) 非改選となった国民大会

憲法第28条には「国民大会代表は、6年ごとに改選する」(第1項)、「各期の国民大会代表の任期は、次期国民大会開会の日までとする」(第2項)とある。第1期国民大会代表は1947年11月に選出されていたから、憲法の規定にしたがえば、第2期国民大会代表選挙は1953年に実施されることになる。

ところが、当時の情勢下では選挙を実施することができなかった。中華民国政府が自国の領土と見なす中国大陸には、すでに「中華人民共和国」が建国されていた。共産党の支配下にある中国大陸の有権者は、その選挙権を行使できなかったのである。他方、台湾を中心とした中華民国の実効支配地域だけで、選挙を行うわけにもいかなかった。なぜなら、中華民国政府の統治の正統性を根幹から揺るがしてしまうからである。

中華民国政府は、国民主権を定めた中華民国憲法を制定し、その憲法の規定に則り、国民大会代表、立法委員や監察委員を選出し、さらに総統と

12 動員戡乱時期臨時条款には、「総統は1950年12月25日までに第1期国民大会の臨時会を召集して憲法改正について議論しなければならない。それまでに動員戡乱時期の終結が宣言されていない場合には、同臨時会において動員戡乱時期臨時条款の延長ないし廃止を決定しなければならない」との規定が盛り込まれた(同上資料)。

13 以上特記以外、横山宏章、前掲書、210～212頁

副総統を選出するなどして組織された政府だった。この合法性が中華民国政府の統治の正統性を支えていた。これは「法統」と呼ばれている。そして、全中国（中国大陸と台湾）の国民が委任した国民の代表によって構成された政府だったからこそ、中華民国政府は「全中国を代表する正統政府」と主張したし、またそうできたのである。しかし、もし中華民国の実効支配地域の有権者だけで国民大会代表などの選挙を行ってしまえば、そうした合法性の実態的な根拠が消えてしまい、中華民国政府の統治の正統性は失われてしまう。

こうした事情に鑑み、「第2期国民大会代表選挙は実施できない」というのが当時の行政院の判断だった。そこで、上段で紹介した憲法第28条第2項、すなわち「各期の国民大会代表の任期は、次期国民大会開会の日までとする」との規定が適用されることになった。現在、中国大陸の有権者が選挙権を行使できないため、選挙を実施して第2期国民大会代表を選出することはできない。当然、第2期国民大会を召集することもできない。そのため、憲法第28条第2項の規定を適用して、第2期国民大会が開会できるようになるまでは、第1期国民大会代表が引き続き職務を果たすこととし、将来情勢が好転すれば改選することになった。

このようなロジックで、第1期国民大会代表はその任期満了を迎えても改選されることはなかった。一方、6年おきの改選を規定した憲法の規定（第28条第1項）は事実上無視された。そうした状況が最終的には1991年まで続いたのである。

（2）国民大会の定足数の変更

国民大会の議事手続きや組織について定めた法律が「国民大会組織法」（1947年3月公布、1948年4月修正公布）である¹⁴。同法第8条には、「国民大会は代表の過半数が出席しない場合には、会議を開会してはならない。その議決は、憲法およ

び法律で別途規定のある場合を除いては、出席代表の過半数の同意をもってこれを行う」と規定されている。要するに、国民大会の定足数（議事定足数）は代表（議員）総数の過半数であり、表決数（議決定足数）は出席代表（議員）の過半数ということである。

第1回国民大会代表の総数は3045名だったので、過半数は1523名ということになる。ところが、内政部が1953年に行った調査によると、台湾や香港・澳門および海外各地にいる国民大会代表の数は、総数の半分にも満たなかった。定足数の規定が上記のままでは、国民大会の開会すらままならないことが判明したのである。そこで、1954年12月、国民大会組織法第8条の前段が「国民大会は代表の3分の1が出席しない場合には、会議を開会してはならない」と修正された¹⁵。定足数が国民大会代表総数の過半数から3分の1に引き下げられた。

台湾で召集できる国民大会代表の激減という現実を直面して、国民大会の議事を開き、また議事を行うための条件を大幅に緩和したのである。第1期国民大会代表の非改選を決めたこととあわせて、これで国民大会の召集がなんとか可能になった。

（3）選挙法の改正

総統選挙を行う国民大会の開催にはなんとか目途がついたが、選挙法にも不備があることが判明した。

総統副総統選挙罷免法には、有権者となる国民

14 「國民大會組織法（中華民國37年03月30日）」立法院法律系統 (<https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?007A6716174E000000000000000000A000000002FFFFFD^04201037033000^00010002001>)。

15 「國民大會組織法（中華民國42年12月29日）」立法院法律系統 (<https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?007A6716174E000000000000000000A000000002FFFFFA00^04201042122900^00010002001>)。

大会代表総数の過半数の票を獲得した者が当選と定められていた（第4条第1項第3号）。問題は、その先である。第4条第2項では、最初の投票において、どの候補者も国民大会代表の過半数の得票に届かなかった場合には、得票数の多い順に上位3名によって2回目の投票を行うとなっていた。つまり、3名以上の候補者の存在を前提としており、候補者が2名ないし1名の場合の選挙手続きが規定されていなかったのである。

こうした不備を補うべく、1954年3月に総統副総統選挙罷免法の一部が改正され、次の2つのケースを想定したルールが付け加えられた。第1に、候補者が2名の場合、1回目の投票でいずれの候補者も国民大会代表総数の過半数の票を獲得できなければ、同じ2名の候補者によって2回目の投票を行い、得票の多い者が当選となる。得票数が同じ場合には、3回目の投票を行い、得票の多い者が当選となる（第4条第3項）。第2に、候補者が1名の場合、1回目の投票で国民大会代表総数の過半数の票を獲得できなければ、2回目の投票を行い、代表総数の過半数の票を獲得できれば当選となる。もし得票数が代表総数の過半数に届かない場合には、再投票を行う（第4条第4項）。

不備は補われたものの、候補者が2名のケースでも、最終段階では「国民大会代表総数の過半数」という条件が消えてしまう奇妙なルールであることに変わりはない。

（4）第2回総統選挙の実施

1954年2月19日、第1期国民大会第2回会議が台北で開会され、総統選挙の日程は3月20日と決まった。この選挙が事実上、台湾で行われた最初の総統選挙となった。

第2回総統選挙では、各党で「民主国家で通常用いられる政党公認方式」¹⁶が採用され、公認候

補が選ばれた。国民党では現職総統でもある党総裁の蔣介石を公認候補とすることが決まった。民社党は代理主席の徐傳霖を総統候補として公認した。青年党は公認候補を擁立しないことを決めた。

とはいえ、選挙法の規定では、いずれの候補も100名以上の国民大会代表の推薦署名を提出することが、立候補の要件とされていた。国民党公認の蔣介石は1303名、民社党公認の徐傳霖は113名の推薦署名を提出したが、国民党から非公認ながら、118名の推薦署名を集めた莫德惠が第三の候補として名乗りをあげた。ところが、投票日前日の3月19日、莫德惠が蔣介石への支持を表明、立候補の取りやめを宣言した。最終的に、第2回総統選挙は2名の候補者によって争われることになった。

3月20日の総統選挙大会には1573名の国民大会代表が出席した。投票の結果、蔣介石が1387票を獲得、徐傳霖は172票を獲得した。この第1回投票では両候補者とも新たな選挙法が定めた当選要件（第4条第3項）、すなわち国民大会代表総数の過半数（1523名）というハードルをクリアできなかった。そこで、選挙法の規定にもとづき、3月22日に第2回投票が行われた。蔣介石は1507票、徐傳霖は48票を獲得したものの、今回も蔣介石の得票は代表総数の過半数には届いていない。しかし、上述のとおり、第2回投票では得票の多い候補者が当選となる。要するに、第2回投票は単なる儀式にすぎないのであり、まさに茶番といえるのだが、ルールはルールである。蔣介石は得票数1507票、得票率99.62%で、第2回投票で多数票を獲得したことから第2代総統に当選した。

5. 第3回～第5回総統選挙

第3回総統選挙は1960年3月21日に行われたが、今回も大きな問題が浮上した。第1に、国民

16 陳文俊、前掲論文、263頁。

大会代表総数の解釈問題である。第1期国民大会代表は、選出からすでに12年が経過しており、欠員が増加していた。第2に、さらに重要だったのが、蒋介石の総統3選問題である。憲法では総統の重任は1回までとされていた。まずは、これらの問題について見てみよう。

(1) 国民大会代表総数の解釈問題

1948年3月に南京で第1期国民大会第1回会議が開催された際、この会議に出席した国民大会代表の数は2841名だった。中華民国政府（国民党政権）が中国大陸を失った後、1954年に台北で開催した第1期国民大会第2回会議に出席したのは1578名だった。それから6年のあいだに、さらに95名が欠員となった。第3代総統の選挙を行う第1期国民大会第3回会議を控えて、有権者となる国民大会代表の数が激減していることは明らかだった。国民大会代表総数をどうカウントするかという問題が浮上したのである。

行政院は、このまま代表総数を1947年当時の選出人数を基準に計算すれば、国民大会は開会できず、その職権を行使できなくなる恐れがあるとして、司法院による憲法解釈が必要との認識を示した¹⁷。国民大会も司法院に解釈を求めた。そこで、司法院は1960年2月に大法官会議を開催した。大法官会議は、現在の情勢に鑑み、「憲法が設置する国民大会の本旨を尊重して、法に基づいて選出し、会議を召集できる国民大会代表人数を計算の基準とすべきである」との解釈(第85号解釈)を示した¹⁸。

この大法官会議第85号解釈を受けて、内政部が第1期国民大会代表の現存人数は1960年2月16日の時点で1576名であることを確認した。この人数が第1期国民大会第3回会議における国民大会代表総数の計算基準になることが決まった。

(2) 動員戡乱時期臨時条款の改正

憲法第47条には「総統、副総統の任期は6年とし、再選されたときは一期重任することができる」とある。蒋介石の総統3選が、憲法の規定に真っ向から抵触する問題であることは明らかだった。『自由中国』誌に代表される自由主義者たちからは激しい批判が巻き起こったが、国民党内では蒋介石の総統続投への待望論が高まった。

歴史的な事実として、蒋介石の総統3選は実現した。そこまでのプロセスには、第1期総統選挙までの経緯を彷彿とさせるものがある。蒋介石は「各党、各界からの要請を受けて、しぶしぶ立候補する」というスタイルを再び演じた。他方、いかにして蒋介石に総統を続投させるか。この難題への解決策は、またもや国民大会において各党が一致して、総統の再選が憲法規定に束縛されない規定を可決することだった。以下では、そのプロセスを振り返ってみたい。

1958年12月、自らの総統続投への待望論が高まるなかで、蒋介石は「憲法の改正には賛成しない」との考えを表明した。中華民国政府の合法的統治の正統性を維持するためには、憲法に手を加えることは許されないとの判断があったのだろう。あるいは、憲法を改正せず、いかにして自分に総統を続投させるのか、という難題を周囲に突き付ける狙いがあったのかもしれない。いずれにせよ、翌1959年5月9日、国民大会代表たちが「蒋介石総統の再出馬、再選、反共抗ソの大業の完成を一致して希望する。憲法あるいは動員戡乱時期臨時条款の改正は、国民大会が直接これを行うべきである」との意見を提出した。これに対して、

17 憲法第173条には「憲法の解釈は、司法院が行う」とある。

18 釋字第85號解釋「憲法所稱國民大會代表總額，在當前情形，應以依法選出而能應召集會之國民大會代表人數為計算標準」(中華民國49年02月12日)、司法院大法官 (<http://cons.judicial.gov.tw/jcc/zh-tw/jep03/show?expno=85>)、1960年。

蒋介石は5月18日、国民党第8期中央委員会第2次全体会議において「反共復国して革命を完成させる歴史的任務から責任を逃れるつもりはない」が、「憲法改正には賛成しない立場はいまも変わらない」との立場を強調した。

蒋介石の総統3選の実現に向けて、国民大会は対応を迫られた。1960年2月20日に第1期国民大会第3回会議が開会されると、第6回大会において「動員戡乱時期には総統、副総統の再選は、憲法第47条が定める再選は一期重任までとの制限を受けない」とする条文を盛り込んだ動員戡乱時期臨時條款の改正案を成立させたのである¹⁹。こうして、総統は任期制限の拘束からも自由になった。それにより事実上の総統任期の撤廃、蒋介石の終身総統への道が開かれたのである。

(3) 第3回総統選挙の実施

1960年3月21日、第1期国民大会第3回会議第1回選挙大会において、第3代総統を決める総統選挙が行われた。この大会には1510名の国民大会代表が出席した。立候補したのは、国民党の公認候補で、1430名の国民大会代表が連名で推薦した蒋介石だけだった。社民党も青年党も公認候補を擁立しなかった。

投票の結果は、投票総数1509票、有効投票数1481票のうち、蒋介石が1481票を獲得した(得票率98.14%)。新たに導入された計算基準によると、第1期国民大会第3回会議の代表総数は1576名となり、その過半数は789名だった。選挙法は、候補者が1名の場合、第1回投票での国民

大会代表総数の過半数の得票を当選要件に定めていた(第4条第4項)。蒋介石はそれをクリアして、絶対多数の得票を獲得したことから、第3代総統に当選した。

(4) 第4回・第5回総統選挙

第4回総統選挙と第5回総統選挙の当選者は、いずれも蒋介石だった。とくに第5回総統選挙は、蒋介石にとって最後の選挙となった。任期途中の1978年4月5日に他界したからである。

前項で紹介した第3回総統選挙の結果——すなわち憲法の規定をねじ曲げて、総統の任期制限を事実上撤廃することで蒋介石の3選を実現——は、蒋介石の独裁的な権力が確立されたことを示すメルクマールだったといえる。戦後台湾の政治体制の視点から見ても、国民党一党独裁による権威主義体制あるいは台湾型の権威主義体制が、1950年代を通じて確立された後、1960年代には最高の安定を誇ったとされている²⁰。事実、蒋介石が立候補を重ねて、総統に当選し続けたその後2回の総統選挙のプロセスからは、国民党の一党独裁、そして蒋介石の独裁的な権力が確立されたことを示す特徴が見て取れる。

第1に、国民党は蒋介石を満場一致で公認候補に選出している。1966年3月、国民党第9期中央委員会第3回全体会議は、蒋介石を第4回総統選挙の公認候補とすることを満場一致で決めた。1972年3月にも、国民党は第10期中央委員会第3回全体会議において同様の決定を行った。

第2に、蒋介石が唯一の候補者となった。国民党から対抗馬が現れることはなく、また「友党」とされた社民党と青年党も公認候補を擁立しなくなった。1950年代には、国民党が両党に対して利益誘導などさまざまな手段を通じた分断工作を進

19 1948年制定の動員戡乱時期臨時條款の規定とは異なり、1950年12月25日までに第1期国民大会の臨時会は召集されず、動員戡乱時期の終結も宣言されなかった。そのため、第1期国民大会は1954年3月11日の第2回会議第7回大会で「動員戡乱時期臨時條款は正式な廃止前には引き続き有効である」と決議した(檔案管理局編『時代輪廓—嶄新與蛻變的歷程 國民大會修憲檔案專題選輯』檔案管理局、台北、2008年、23~24頁)。

20 若林正文『台湾—分裂国家と民主化』東京大学出版会、1992年、19頁。

め、両党の弱体化を図ったといわれており²¹、社民党と青年党はすでに骨抜きにされていたことが伺える。とくに第5回総統選挙では、両党がそろって蒋介石の総統続投を支持する声明を発表している²²。なお、蒋介石が100名以上の国民大会代表の推薦署名を簡単に集めたことはいうまでもない。第4回総統選挙では1488名の代表が、第5回総統選挙では1225名の代表が、蒋介石を連名で総統候補に推薦した。

第3に、蒋介石の得票率の高さである。まずは、2回の総統選挙の結果から確認しておきたい。第4回総統選挙は1966年3月21日、第1期国民大会第4回会議第1回選挙大会において、1427名の代表が出席して投票が行われた。選挙結果は、投票総数1425票、有効投票数1405票（無効票20票）のうち、蒋介石は1405票を獲得した（得票率98.60%）。今回の国民大会代表総数は1488名、その過半数は745名だった。選挙法が定める当選要件を満たし、第1回投票で国民大会代表総数の過半数の票を獲得したことから、蒋介石は第4代総統に当選した。

1972年3月21日、第1期国民大会第5回会議第1回選挙大会において行われた第5回総統選挙では、1316名の代表が出席して投票が行われた。選挙結果は、投票総数1316票、有効投票数1308票（無効票8票）のうち、蒋介石は1308票を獲得した（得票率99.30%）。今回の国民大会代表総数は1374名、その過半数は688名だった。第1回投票で蒋介石の得票数は代表総数の過半数、絶対多数を占めたことから、第5代総統への当選が決まった。

上記の結果から明らかだが、有効投票のすべてが蒋介石の得票となっている。第3回総統選挙に

始まった特徴が定着していることがわかる。もちろん一定数の無効票は存在しており、そのなかには蒋介石に対する批判票も含まれていたと考えられる。しかし、その数はわずかであり、選挙の回を重ねるごとに着実に減少している（第3回選挙：28票、第4回選挙：20票、第5回選挙：8票）。その結果として、蒋介石の得票率は高い数字を誇り、これもまた上昇傾向を示したのである。

（5）第4回・第5回副総統選挙との比較

蒋介石の独裁が強まっていく傾向は、副総統選挙の結果と比べることで、よりはっきりとつかむことができる。ここでは第4回と第5回の副総統選挙で副総統に当選した嚴家淦の事例を取り上げてみたい。

上記2回の副総統選挙では、総統候補となった蒋介石の推挙を受け、国民党がそれを了承して、嚴家淦が副総統候補として公認された。国民大会代表の推薦署名については、第4回には1225名、第5回には1251名の推薦署名を集めた。ところが、実際の副総統選挙の投票結果と比べると、そこにはかなりの開きがあった。

第4回副総統選挙の投票結果は、投票総数1417票、有効投票数782票（無効票634票）のうち、嚴家淦の得票数は782票で、得票率は55.19%にとどまった。選挙法の規定によると、副総統選挙では総統の当選要件が準用される（第5条）。国民大会代表総数の過半数が745名だったことから、辛くもハードルをクリアしたかたちだった。かなりきわどい当選だったといえよう。第5回副総統選挙では、投票総数1307票、有効投票数1095票（無効票212票）のうち、嚴家淦は1095票を獲得（得票率は83.78%）したことから、当選要件（今回の国民大会代表総数の過半数は688名）をクリアして、副総統に再選された。

嚴家淦は蒋介石が推挙し、国民党が公認した候補だった。にもかかわらず、選挙前の推薦署名数

21 任育徳『向下紮下一中國國民黨與台灣地方政治的發展』
稻郷出版社、台北、2008年、350～361頁。

22 陳文俊、前掲論文、276頁。

と投票時の得票数にはかなりの違いがある。その原因は無効票の多さにある。そうした事実からは、嚴家淦の立候補をよしとしない国民大会代表が少なからず存在したこと、彼らは党の監視下にあった推薦署名では党の指示にある程度に従いながらも、秘密投票となった選挙の段階ではサボタージュしていたことが見て取れる。

嚴家淦はこの後、1975年4月5日の蒋介石の死去のともない、「総統欠位ときは、副総統が総統の任期満了までその任を継ぐ」とした憲法第49条の規定に則り、総統職を引き継ぐことになる。2回の副総統選挙の結果からは、嚴家淦副総統に対する支持が高まっていったこともうかがえる。しかし、それでもやはり蒋介石の比ではなかった。1960年以降の台湾では蒋介石の独裁的権力が相当確立されていたことがわかる。

おわりに

本稿では、「中華民国」の総統選挙について紹介した。中華民国政府の台湾移転にともない、第2回総統選挙からは台湾で行われていた。台湾では台湾政治の民主化前から総統選挙が行われていたのである。しかも、定期的に、である。

本稿で扱った複数回（第1回から第5回まで）の総統選挙のプロセスから見えてきたのは、蒋介石の独裁的な権力が確立されていく様子だった。台湾移転後に国民大会代表選挙の改選が凍結され、国民大会が「万年国会」化したにもかかわらず、総統選挙が定期的に行われたのは、蒋介石がその独裁的な権力の正統性を「合法的」に確保し続けるためだった。

第2回から第5回までの総統選挙は、少なくとも「台湾での総統選挙」であったとはいえるだろう。だとしても、台湾住民が自分たちのリーダーを選ぶという意味で、「台湾の総統選挙」だったと言い切るのは難しい。蒋介石が他界し、息子の蔣経国が立候補し、当選した第6回総統選挙から、李登輝が総統に選出された第8回総統選挙まで、その性格は基本的には変わらなかった。

とはいえ、1970年代以降の台湾政治において、総統選挙の性格が決して変わらなかったというわけでもない。「台湾での総統選挙」が、わずかながらも変化を見せ始め、ほんの少しずつではあっても「台湾の総統選挙」に近づいていったプロセスについては、また別の機会に紹介することにした。